

事 務 連 絡

平成 25 年 6 月 28 日

殿

国土交通省港湾局総務課調整官

「公有水面埋立地に係る権利の移転等及び用途変更並びに制限期間の
短縮に関する標準ガイドライン」の作成について

平素より当課の事務の遂行にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、平成 25 年 6 月 28 日付け国港管第 164 号により通知したとおり、平成 25 年 3 月 12 日閣議決定の「義務付け・枠付けの第 4 次見直しについて」において、港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の許可に関する国土交通大臣への協議（公有水面埋立法 27 条 3 項、29 条 3 項及び港湾法第 58 条第 3 項）について、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、協議に関するガイドラインを作成することとされております。

このため、港湾区域内の埋立地に係る公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 27 条第 3 項及び第 29 条第 3 項並びに港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 58 条第 3 項に基づく大臣協議について、別添のとおり標準ガイドラインを作成しましたので、今後、大臣協議を行う際の参考としてください。

担当：国土交通省港湾局総務課 田中、堀川

Tel：03-5253-8663（内）46-172、46-173

03-5253-8663（直通）

E-mail:tanaka-k83ab@mlit.go.jp

horikawa-m84we@mlit.go.jp